

令和6年度 岩沼市市民活動助成金のご案内

町内会や市民活動団体が行う地域づくり活動を支援します！

岩沼市市民活動助成金は、町内会や市民活動団体などが、主体的に行う特色ある地域づくりや公益的な市民活動を支援するため、助成金を交付します。

1. 助成対象

対象団体 町内会及び市民活動団体など

- ・岩沼市内に活動の拠点があること
- ・構成員が5名以上で、半数以上が岩沼市民であること
- ・規約、会則等組織に関する定めがあること
- ・営利を目的としていないこと
- ・公序良俗に反しないことその他社会的な非難を受ける恐れのないこと
- ・政治活動、宗教活動、特定の思想又は主義主張を浸透させることを目的としていないこと



対象事業 年度内に事業を実施・完了し、以下のいずれかに該当する事業

- (1) 地域の特色を生かし、その魅力を高める事業
- (2) 地域の自助力の向上を図る事業
- (3) 地域コミュニティの活性化につながる事業
- (4) 地域の課題解決を図る事業
- (5) 高齢者等のごみ出しを支援する事業

☆**公益的で協働のまちづくり活動が対象**となります。

令和6年度から「高齢者等ごみ出し支援事業」を「市民活動助成金」へ統合しました。

2. 助成額

対象事業(1)～(4) 1団体1年度 **上限10万円**（助成対象となる経費の一部）

対象事業(5) 1団体**上限5万円**。

ごみ出し1回につき150円。支援対象者一人につき上限5,000円。

助成対象となる経費(対象事業(5)を除く)	助成対象とならない経費(対象事業(5)を除く)
○事業実施に直接必要な経費 (事業で利用する物品代、会場代、備 品レンタル代、保険代)	○関係者の飲食に係る経費
○申請事業の情報発信を推進するための経 費(事業のチラシのコピー代、用紙代)	○団体の経常的な運営に係る経費
など	○団体関係者への還元となる謝礼
	○国や県等からの補助対象事業
	○交付決定前の経費(支出)
	など

3. 助成の対象となる期間

交付決定通知後 ～ 翌年3月31日（令和6年度内に完了する事業）

4. 助成回数 1団体1事業につき1回 ※ごみ出し支援事業は除く

5. 審査基準

申請があった事業を書類等により、市民が中心となった審査会において、「公益性」、「協働的的確性」、「実現性」、「発展性」、「妥当性」を審査します。
※ごみ出し支援事業は除く。

6. 助成金の流れ

申請⇒審査会で助成事業・助成額決定⇒事業実施⇒実績報告⇒助成金振り込み
※助成金交付決定後に実施する事業が対象

7. 受付期間 令和6年4月15日(月)～5月2日(木)

8. 申請方法 まちづくり政策課との協議の上、次の書類を提出してください。

対象事業(1)～(4)

- ①交付申請書(様式第1号)、②事業計画書(別添1)、③収入支出予算書(別添2)、④申請団体調書(別添3)、⑤規約、会則等組織に関する定めを示した書類、⑥団体の会員名簿、⑦団体の口座がわかるものの写し、⑧経費の見積書

対象事業(5)

- ①交付申請書(様式第1号)、②ごみ出し支援事業対象者名簿(様式第1号の2)、③規約、会則等組織に関する定めを示した書類、④団体の会員名簿、⑤団体の口座がわかるものの写し

※なお助成金は、団体の口座に振り込みとなりますので、団体口座をご準備願います。

(個人の口座には振り込みできません)

詳しくは、直接お問い合わせください。

問い合わせ・申請窓口

岩沼市政策部まちづくり政策課 桜一丁目6-20 市役所6階

☎ 23-0334、FAX 22-2143